

「いわて農業法人ガイド」掲載法人の要件について

岩手県農林水産部農業普及技術課

- 1 「いわて農業法人ガイド」に掲載する事業者は次の要件を全て満たす者とする。
 - (1) 岩手県内に事業所を有すること。
 - (2) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等労働関連法令に違反がないこと。
 - (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (4) 岩手県県税条例（昭和 29 年条例第 22 号）第 3 条に掲げる税目及び消費税に滞納がないこと。
 - (5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と関係を有している者でないこと。
 - (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業者でないこと。
 - (7) その他公序良俗に反するおそれのある商品・サービス等を提供する事業者でないこと。
- 2 掲載企業であっても、上記要件を満たさないと認められる場合又は虚偽の内容を掲載したと認められる場合は、掲載を削除すること。